

# 権現山樹木伐採業務委託 特記仕様書

## 1. 適用

本業務の履行に当たっては、この特記仕様書によるほか、大分市施設維持管理業務共通仕様書に基づいて行うものとする。

## 2. 業務の範囲

業務の範囲は、別紙図面に掲げる敷地内の樹木伐採を行う。

## 3. 業務を行う日

業務期間は、令和8年2月2日から令和8年2月27日までとする。(なお、日・祝日は除くこと。)

## 4. 業務上の指示・承諾・協議・提出・報告・通知について

指示、承諾、協議、提出、報告、通知を要する事項については、書面により行うものとする。

## 5. 業務の実施要領

### ●樹木伐採業務

- (1)樹木伐採については、地際からの伐採とすること。
- (2)伐採した樹木の処分場への持ち込みは不要とするが、概ね1m程度に切断すること。
- (3)共通事項
  - ・作業着手前に周囲の住宅へ、作業内容の説明を行うこと。
  - ・作業時は、作業場所に「作業看板」を設置し、周辺住民へ作業を周知すること。
  - ・作業場所は、カラーコーンやトラロープ等の保安施設により囲い、安全対策を十分行うこと。
  - ・民有地側に越境した枝は、1~2年で枝が伸びださないよう切詰め、枝ぬき等強剪定をすること。
  - ・中、低木内のひとりばえ樹木は、除去する。
  - ・作業に高所作業車やクレーン車を用いる際、必要に応じ道路一時使用及び警察への届出を行うこと。

## 6. 安全対策事項

- (1)安全管理は、関係法令等を遵守し施工すること。
- (2)緊急時における通報体制を確立し、連絡方法、応急処置方法を作業員に周知すること。
- (3)事故を未然に防止するため、安全朝礼、安全ミーティング、安全点検等を行うこと。
- (4)周辺住民に影響を及ぼすおそれのある場合は事前に施工内容の周知を図ること。
- (5)施工内容を示す設置看板及び作業車への表示を行うこと。
- (6)作業に携わるものは、作業に適した服装を身につけ、安全保護等を携帯し使用すること。
- (7)機械の運転等で有資格者を必要とする作業には、その者をあてること。
- (8)架空工作物、特に高圧電線等は、その危険性について、作業員に十分周知すること。
- (9)接触、または破損のおそれのある電線、高圧線等は、作業前に電話会社、電力会社等へ連絡し、必要な防護措置を行うこと。
- (10)機械等は、法令で定められた点検と、始業前点検を必ず行うこと。
- (11)機械や作業用具は未使用時に放置せず、バリケード等により囲うこと。
- (12)高所作業を行うときは墜落防止用器具を用いること。なお、墜落防止用器具の取扱については、厚生労働省のガイドラインによること。また、クレーン付トラックに籠を取付けたものは使用しないこと。クレーン及び高所作業車等は、その性能及び機能を十分把握した上で、安定した支持地盤のもと水平に設置して使用すること。
- (13)ガソリン等の引火性のものは、安全な場所に格納すること。
- (14)作業車の後進運転時は、誘導員を配置し、通行人との接触事故を避けること。

- (15) 作業中に労働者に負傷者若しくは死亡者等を生じさせた労災事故、又は通行人等第三者に負傷者、死亡者等を生じさせ、或いはその資産に損害を生じさせた事故、その他重大事故(以下「労災事故等」という。)が発生したときは、「大分市建設工事等に係る労災事故等対応マニュアル」に準拠して、負傷者の救護措置(救急車の手配を含む。)及び二次災害の応急防止措置を取った上、直ちに施設管理担当者に通報し報告書を提出するとともに、死亡事故及び重大事故については、速やかに所轄の警察署及び労働基準監督署に通報すること。
- (16) 高所作業車を使用する作業の準備に当たっては、貸与者・使用者・運転者・作業指揮者・搭乗作業者・誘導員等、安全対策を明確にし、次の事項に留意すること。
- (ア) 使用者は、貸与者から、機械の性能・取扱等説明書を受け取る。(安衛則 666 条)
- (イ) 運転者に対し「資格を確認し、作業内容指示・指揮系統・合図法・災害防止措置等を通知」し、(同則 667 条)、それらを守らせる(同則 668 条)こと。
- (ウ) 高所作業車を運転操作する者に必要な資格(道路上の走行運転を除く)
- 作業床の高さが 10m 以上のもの:技能講習修了者(安衛令 20 条・15 号)
- 作業床の高さが 10m 未満のもの:特別教育修了者(安衛則 36 条・10 の 5 号)
- (エ) 運転者および搭乗作業者は、墜落制止用器具(6.75m を超えて作業する場合にはフルハーネス型)着用のこと。
- (オ) 運転者および搭乗作業者は、「安全衛生特別教育」を受けること。
- (カ) 高所作業車による作業方法が示された「作業計画」(安衛則 194 条の 9)を準備すること。
- (キ) 作業場所への機械の据付及びその後の操作は、安衛則に準じた作業指揮者(則 194 条の 10)・合図者(則 194 条の 12)・操作有資格者(安令 20 条 15 号・則 36 条 10 の 5 号)、搭乗作業者(則 194 条の 15・20・22 等)が配置について、作業指揮、運転操作、及び作業を行う準備をすること。
- (ク) 現場では、全体の作業範囲と高所作業車の作業範囲を明確にし、カラーコーン・バリケード類で囲い、注意看板・標識等を掲示し、安全確保のため必要に応じて、1 名以上の誘導員を配置し、第三者の立入を防止する。
- (ケ) その他、則 194 条の 8~28 等の事項を順守し作業を行うこと。
- (17) チェーンソーを使用する業務に当たっては、必ず厚生労働省が公布する労働安全衛生規則に従い、  
「チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育」の受講を終え、修了証を交付されたものが従事すること。

## 7. 業務完了通知書等の作成及び提出

- (1) 一つの業務が終了したときは、次に掲げる書類を施設管理担当者に提出し、その都度検査を受けること。また全ての業務が完了した後も同様とする。
- ア 業務完了(終了)通知書
- イ 業務工程表(実績)
- ウ 作業写真
- (2) 作業写真は、次の項目に注意の上撮影し提出すること。
- ア 撮影は作業の前後が判断できるように、できる限り広範囲(全景)を撮影すること。
- イ 撮影は同じ位置から行うものとし、必ず黒板を置き、作業名、作業箇所等を記入し撮影すること。  
電子黒板も同様とする。
- ウ 撮影の時期は、着工前・完成・作業中とし、完成写真は作業終了時速やかに撮影すること。  
※着工前・完成の撮影は、公園全体を把握できるように数枚に分けて撮影すること。  
安全管理対策(KY 活動等)を1枚以上撮影すること。
- (3) その他提出書類
- ア 契約締結後
- ・業務責任者選任通知書

・業務計画書(現場組織表、業務工定表)

## 8. 注意事項

- (1) 作業車を入れた後は車止めの施錠を行い、関係者以外の車輌が入ることのないよう管理すること。
- (2) 作業工程表を提出して、担当職員と打ち合わせを行うこと。やむをえず工程が変わる場合は、事前に担当職員に報告すること。
- (3) 作業開始、作業終了を担当職員に連絡すること。
- (4) 完成書類(写真、完了通知書など)は、作業終了後速やかに提出し、検査を受けること。
- (5) 作業が周辺の事業所や民家に影響を与えると認められるときは、事前に周知を図ること。
- (6) その他不明な点は、事前に担当職員と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。

## 9. 大分市施設維持管理業務共通仕様書の追記

大分市施設維持管理業務共通仕様書の各項は以下の通りとする。

- ・第2-2-(3)については、施設管理担当者と協議のうえ決定する。
- ・第3-1-(3)の貸与資料は特にない。
- ・第3-3-(2)については、この特記の7-(1)による。
- ・第3-5-(1)-ウ及びエについては、受注者の負担とし「ただし」書き以降については該当しない。
- ・第3-6-(1)及び(2)については該当しないが、(3)については権現山敷地内のスペースを利用可とする。。
- ・第4-(1)については、該当しない。